特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいや其の他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年4月1日

HH /= 1= +D

請求先

連絡先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	母子保健関係事務					
②事務の概要	母子保健法による事務。主に妊娠届、母子健康手帳交付、乳幼児健診、訪問指導、健康教育に関して個人の記録を管理している。 益城町では母子健康法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊娠届出 ②母子手帳交付 ③乳幼児健診等通知作成及び結果管理					
③システムの名称	乳幼児管理					
2. 特定個人情報ファイル	·名					
1. 母子手帳情報ファイル、2	. 母子健康情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項					
4. 情報提供ネットワーク						
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 56の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 69の2、70の項					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	健康保険課 健康増進係					
②所属長の役職名	健康保険課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求					

総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

健康保険課健康增進係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月3日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムで	を通じた提供る	を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部團	<u></u>	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

炙 史回	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 第70号	番号法第9条第1項 別表第一 第49号	事後	
平成27年12月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7項 別表第二 第56号の二	番号法第19条 別表第二 第70号	事後	
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
平成27年12月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49号	番号法第9条第1項 別表第一 第49号、第86 号	事前	令和2年6月マスター適用時からの情報連携のため
平成27年12月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 第70号	番号法第19条 別表第二 第69号の2、第70号	事前	令和2年6月マスター適用時からの情報連携のため
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担 当部署 ①部署	健康づくり推進課 健康増進係	健康保険課 健康増進係	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長	健康づくり推進課長	健康保険課長	事前	部署編成に伴い
	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康づくり推進課健康増進係 熊本県上益城郡 益城町大字惣領1470番地	健康保険課健康増進係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事前	部署編成に伴い
令和5年4月3日		番号法第9条第1項 別表第一 第49号、第86号	番号法第9条第1項 別表第一 49の項	事後	法令上の根拠の修正
令和5年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 第69号の2、第70号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 56の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 69の2、70の 項	事後	法令上の根拠の追加、 および文言の修正
令和5年4月3日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
					•